h)　WARC-92以来、広帯域のマルチメディア機能に対する需要の増大を含む移動通信の成長が顕著であること。

i)　IMTに特定された周波数帯は、現在、移動システム又は他の無線通信業務のアプリケーションで使われていること。

j)　ITU-R勧告M.1308が、既存の移動通信システムのIMT-2000への進化を取り扱っており、ITU-R勧告M.1645がIMTシステムの進化を扱い、将来の発展を図示していること。

k)　グローバルなローミングを可能にし、規模の経済を生かすためには、世界的に調和の取れたIMTの周波数帯が望ましいこと。

l)　1710-1885MHz及び2500-2690MHzの周波数帯は、無線通信規則の関連する規定に基づいて、様々な業務に分配されていること。

m)　2300-2400MHzの周波数帯は、ITUの３つの地域において他の業務とともに一次的基礎で移動業務に分配されていること。

n)　2300-2400MHzの周波数帯又はその一部が、幾つかの主管庁では、無線通信規則の関連する規定に基づいて、遠隔計測のための航空移動業務を含む他の業務のために広く使用されていること。

o)　IMTが、幾つかの国々では、1710-1885MHz、2300-2400MHz及び2500-2690MHzの各周波数帯において、既に導入されているか導入が検討されており、機器も入手可能になっていること。

p)　1710-1885MHz、2300-2400MHz及び2500-2690MHzの各周波数帯又はその一部が、IMTの導入を望む主管庁に使用されるものとして特定されていること。

q)　技術の進歩及び利用者の需要が技術革新を促し、消費者への高度な通信アプリケーションの提供を加速させるであろうこと。

r)　技術の変化は、IMTを含む通信アプリケーションの更なる発展をもたらす可能性があること。

s)　将来のアプリケーションを支えるためには、スペクトルが適時に利用できるようになっていることが重要であること。

t)　IMTシステムは、増加した最大データ速度及び容量を提供すると考えられ、それには、より大きな帯域幅が必要であるかもしれないこと。

u)　ITU-Rの研究が、IMTの将来のサービスを実現し、利用者の要求及び通信網の展開に対応するためには、追加のスペクトルが必要になる可能性があることを予測していること。

以下を強調し、

a)　主管庁には、以下の柔軟性が与えられなくてはならないこと。

－　特定された周波数帯の中から、どれほどのスペクトルをIMTに利用可能にするかを国内で決定すること。

－　必要に応じて、それぞれの既存システムの固有の導入状況に合わせて、各国ごとの移行計画を策定すること。

－　特定された周波数帯が当該周波数帯に分配されている全ての業務のために使うことができること。

－　特定の利用者の需要及びその他の国内の事情に合わせて、IMTに特定された周波数帯の使用及び利用可能な時期を決定すること。

b)　開発途上国特有の必要性に対応しなくてはならないこと。

c)　ITU-R勧告M.819に、開発途上国の需要を満たすためにIMT-2000が達成すべき目的が定められていること。

以下に留意し、

a)　IMTにも関連する決議第224（WRC-12、改）及び決議第225（WRC-12、改）の規定

b)　第5.384A号でIMTに特定された周波数帯を共用する業務間の共用の関係については、ITU-R内で更に研究が必要であること。

c)　IMTに対する2300-2400MHzの周波数帯の利用可能性に関する研究が多くの国で行われており、こうした研究の結果がそれらの国における当該周波数帯の使用に影響を及ぼし得ること。

d)　必要性が異なるため、全ての主管庁がWRC-07で特定された全てのIMTの周波数帯を必要としているわけではなく、また、既存業務による周波数の使用状況及び投資の状況により、当該周波数帯の全てにおいてIMTを導入することが不可能な場合があること。

e)　WRC-07で特定されたIMTのスペクトルは、幾つかの主管庁が予想する要求を完全に満足しない可能性があること。

f)　現在運用中の移動通信システムが、各々の既存の周波数帯においてIMTへと進化する可能性があること。

g)　固定、移動（第二世代システム）、宇宙運用、宇宙調査及び航空移動などの業務が、1710-1885MHzの周波数帯又はその一部で運用しているか若しくは運用を計画中であること。

h)　2300-2400MHzの周波数帯又はその一部では、固定、移動、アマチュア及び無線標定業務が運用しているか又は将来の運用を計画中であること。

i)　放送衛星、放送衛星（音声）、移動衛星（第三地域）及び固定（マルチキャスト／通信システムを含む。）などの業務が、2500-2690MHzの周波数帯又はその一部で運用しているか若しくは運用を計画中であること。

j)　IMTに幾つかの周波数帯を特定することにより、主管庁が各々の状況に合わせて最適の周波数帯又は周波数帯の一部を選択することができること。

k)　ITU-Rが、IMTの更なる発展に取り組む追加の作業を明らかにしたこと。

l)　ITU-R勧告M.1457及びM.2012に定義されたIMT地上無線インタフェースは、ITU-Rの枠組みの中で、当初明記されていたものよりも進化し、より高度なサービス及び当初の導入時で想定されていたものを超えるサービスを提供するものと期待されること。

m)　IMTに周波数帯を特定しても、無線通信規則の下での優先権を確立するものではなく、また、当該周波数帯が分配されている業務のいかなる用途による周波数帯の使用を妨げるものではないこと。

n)　第5.388号、第5.384A号及び第5.317A号の規定は、IMTに特定された周波数帯において、主管庁が国内の要求に基づいて他の技術を実施する選択をするのを妨げるものではないこと。

以下を認め、

幾つかの主管庁にとって、IMTを導入する唯一の方法は、多大な財政投資を必要とする